

マイナンバー制度のご案内

～通知カード・個人番号カード～

第3版



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



公的個人認証サービスキャラクター
マイキーくん





マイナンバー制度とは 1

マイナンバーとは 2

通知カードとは 3

マイナンバーカードとは 5

住民基本台帳カードをお持ちの方へ 12

電子証明書（公的個人認証サービス）について 13

マイナンバーカードで利用できるサービスについて 15

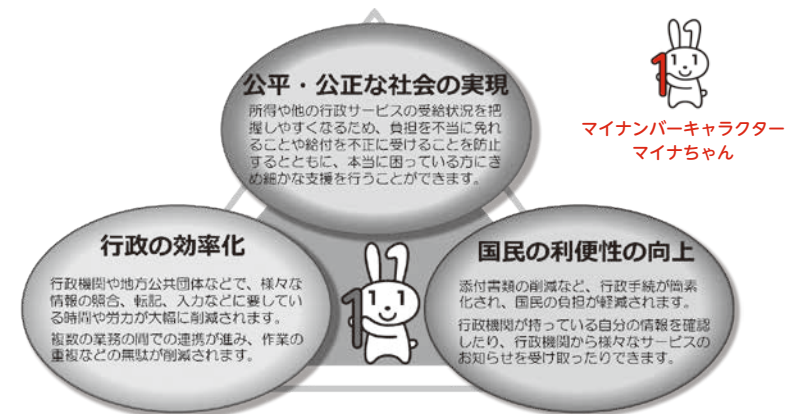
さいごに 18

このパンフレットのポイント

- **マイナンバー**は、住民票を有する全ての方1人ひとりがつ12桁の番号です
- **マイナンバー**は**社会保障・税・災害対策**の行政手続で利用されます
- **マイナンバー**は**通知カード**でお知らせします
- 希望する方に写真付きの**マイナンバーカード**を交付します
- **マイナンバーカード**には**署名用電子証明書**と**利用者証明用電子証明書**が搭載されます

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化のための社会基盤です。



※マイナンバー制度は、平成27年10月5日に始まりました。



マイナンバーとは

マイナンバー(個人番号)は、住民票を有する全ての方1人ひとりごもつ12桁の番号です。

■マイナンバーは一生使うものです

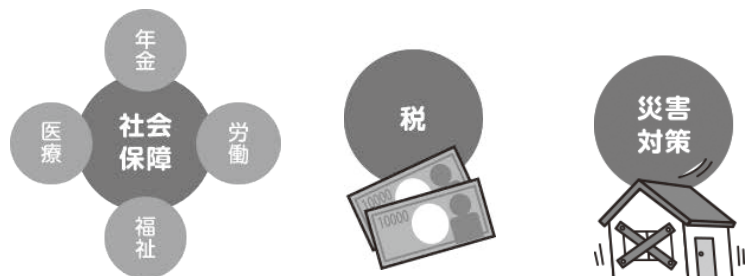
マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがあると認められる場合を除き、マイナンバーは変更されませんので、大切にしてください。

■マイナンバーは、**社会保障・税・災害対策**の行政手続で利用します

社会保障・税・災害対策の分野の中の、法律や条例で定められた行政手続※でマイナンバーを利用します。

※具体的には年金、雇用保険・医療保険の手続、生活保護や児童手当などの福祉サービス、確定申告等の税の手続などです。

マイナンバーの利用分野



■勤務先等でも、社会保障や税の手続で、マイナンバーを取り扱います

勤務先等でも、従業員の健康保険や厚生年金等の加入手続や、給与の源泉徴収票の作成等の手続を行うために、従業員のマイナンバーを取り扱います。

■目的外でのマイナンバーの収集・提供の求めの禁止

法律や条例で定める目的以外で、マイナンバーを収集し、提供するよう求めることは法律で禁じられています。

具体例は以下のとおりです。

- ・人からマイナンバーを記載したメモを受け取る
- ・聞き取ったマイナンバーをメモする
- ・マイナンバーが記載された書類をコピーする



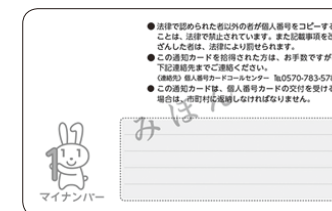
通知カードとは

通知カードは、マイナンバーを通知する紙のカードで、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されています。

表



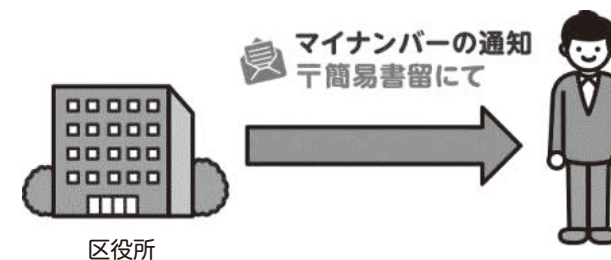
裏



- ・住民票に通称の登録をしている方は、氏名欄に通称が併記されます。
- ・表面をコピーすることができるのは、行政機関や雇用主など法令で定められた者だけです。

- ・住所変更の際などは、市区町村の窓口で新しい住所などを裏面に記載します。

通知カードは、出生又は国外からの転入などにより新たに住民票に記載された方に対して簡易書留(転送不要)で郵送します。



区役所

■通知カードの利用場面

通知カードはマイナンバーの確認のために利用することができます。ただし、その際は通知カードと一緒に運転免許証・旅券などの本人確認書類の提示が必要となります※。

※通知カード単体では公的な本人確認書類として使えません。



■通知カードは大切に保管してください

- 通知カードはなくさないよう、大切に保管してください。
- 万一、紛失、焼失又は著しく損傷した場合は、再交付(手数料500円)ができますが、通知カードがお手元に届くまで約1か月かかります。
- 通知カードの再交付の代わりに、マイナンバーカード(P.5)の交付申請も可能です。

■住所・氏名等を変更する届出の際は通知カードをご提出ください

- 通知カードをお持ちの方は、転入、転居、国外転出の届出による住所変更や戸籍届出による氏名等変更の際は、通知カードを区役所又は特別出張所の窓口を持参し、ご提出ください。
- 通知カード裏面の追記欄に余白がなくなり、新たな住所・氏名等を追記できない場合は、無料で通知カードを申請できます(お持ちのカードは回収します)。
申請後、約1か月後に簡易書留(転送不要)で通知カードを郵送します。
- 通知カードの再交付の代わりに、マイナンバーカード(P.5)の交付申請も可能です。



マイナンバーカードとは

マイナンバーカード(個人番号カード)は、顔写真付きのプラスチック製のICカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別が記載され、裏面にマイナンバーが記載されています。



- 住民票に通称の登録をしている方は、氏名欄に通称が併記されます。
- 住所変更の際などは、市区町村の窓口で新しい住所などを記載します。
- 裏面をコピーすることができるのは、行政機関や雇用主など法令で定められた者だけです。

■マイナンバーカードの利用場面

マイナンバーカードは、マイナンバーの確認及び本人確認書類として利用することができるほか、区内の自動交付機で「住民票の写し」、「印鑑登録証明書(印鑑登録をしている方のみ)」を、取得できます※。ただし、自動交付機はコンビニ交付サービスの開始に伴い、平成32年(2020年)3月末で廃止します。

コンビニ交付サービスでは、マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されているものに限る)を利用して上記証明書及び「特別区民税・都民税の課税(非課税)・納税証明書」を取得できます。(P.15)

※マイナンバーカードで自動交付機を利用するためには、事前に利用登録の手続きをする必要があります。

■マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの交付を希望する方は、次の(1)～(3)のいずれかの方法で地方公共団体情報システム機構(J-LIS)あてにご申請ください。

(1)郵便による申請

通知カードに付属している個人番号カード交付申請書(P.6)に顔写真を貼り、署名又は記名押印して、同封の返信用封筒に封入の上、郵便ポストに投函します。



(2) インターネットからの申請

デジタルカメラ・スマートフォン等で顔写真を撮影し、保存した後、申請用WEBサイトにアクセスします。個人番号カード交付申請書に記載されている申請書IDなどの必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

◆申請用WEBサイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/pc.html>

※QRコードのある申請書では、QRコードを読み取り上記サイトにアクセスできます。

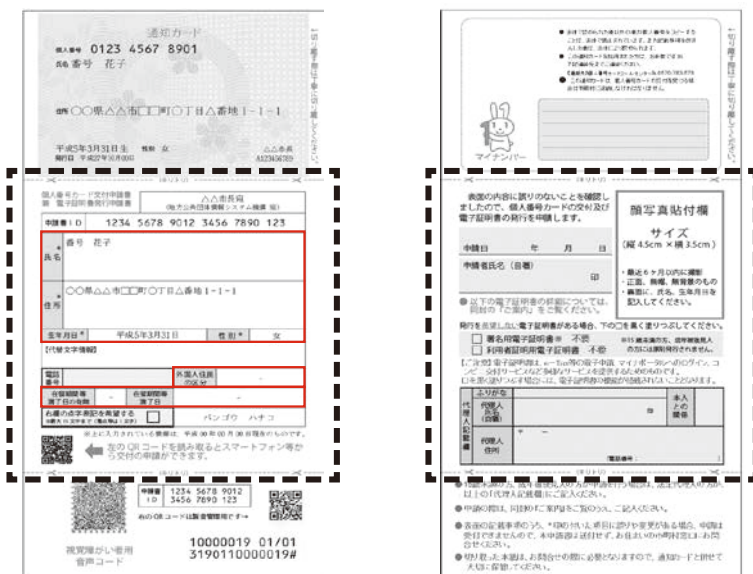
(3) まちなかの証明用写真機からの申請

タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、**個人番号カード交付申請書のQRコード**をバーコードリーダーにかざします。必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。

※対応している証明用写真機に限りです。

※QRコードのない申請書では申請できません。

個人番号カード交付申請書



- 上部分と下部分のミシン目に沿って切り取ってください。
(点線で囲まれた部分が申請書です。)
- あらかじめ印刷されている氏名・住所等(赤枠内の記載)が変更になった場合は、**変更箇所を手書きで修正することにより使用することができます。**

- 申請日と申請者氏名を自置で記入してください。
- 顔写真を貼付してください。
(無帽・正面・無背景で最近6か月以内に撮影したもの)
- 発行を希望しない電子証明書があれば、を塗りつぶします。

■ 個人番号カード交付申請書をお持ちでない場合

以下の①～③のいずれかの方法で申請してください。

- ① 区役所又は特別出張所の窓口で手書用申請書※1及び申請用封筒を受け取り、郵送で申請する。
- ② マイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) から手書用申請書※1をダウンロードし、郵送で申請する。
- ③ 区役所又は特別出張所の窓口で申請書ID(23桁の数字)などがあらかじめ記載されている申請書を受け取り、郵送、インターネット※2又はまちなかの証明用写真機で申請する。申請書の受け取りには、本人確認書類が必要です。

※1 手書用申請書は、マイナンバーの記載が必須です。

※2 申請用WEBサイト(P.6)へアクセスして申請してください。

■ 郵送による申請を行う方で個人番号カード交付申請書に印刷されている氏名・住所等が変更になった場合

申請書にあらかじめ印刷されている氏名・住所・在留期間等満了日などが変更になった場合は、その申請書の変更箇所を手書きで修正することにより使用することができます。修正方法は以下の図を参考としてください。

(例)



変更箇所を線で抹消し、余白に変更後の内容を記入してください。
※変更のあった箇所を修正せずに申請した場合は、カードの発行が遅れることなどがあります。



■マイナンバーカードの交付申請をされた方へ

J-LISでマイナンバーカードが作成され、区に納品された後、その旨をお知らせする「個人番号カード交付通知書」（下図）を住民票の住所あてに普通郵便（転送不要）で郵送します。



■個人番号カード交付通知書が届いたら

同封のご案内に従い、事前にインターネットまたは電話で受取窓口（区役所又は特別出張所）と日時の予約をしていただき、予約した日時にご本人がお越しください。受け取り当日は、以下のア～エの書類をご持参ください。

- ア 個人番号カード交付通知書（裏面に記入・押印をお願いします）
- イ 通知カード（回収します）
- ウ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ 回収します）
- エ 本人確認書類（下表書類①から1点、又は書類②から2点）

書類① 住民基本台帳カード（顔写真付きのもの）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード（16歳以上の方で顔写真付きのものに限る。）

書類② 健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・医療受給者証・生活保護受給者証・社員証・学生証・学校名が記載された各種書類・在留カード（16歳未満の方で顔写真がないもの）など、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されている書類

交付時にマイナンバーカードの顔写真とご本人との照合を行うため、**代理人による受け取りは原則できません。**

ご本人が病気・身体の障害その他のやむを得ない理由により、窓口にお越しになることが難しい場合に限り、代理人に受け取りを委任できます。（単に「仕事が多忙である」という理由ではやむを得ない理由としては認められません。）【必要な書類】（やむを得ない理由により代理人に受け取りを委任するとき）

- 通知カード及び同封のハガキ（交付通知書）…回収します。
- 暗証番号は目隠しシールや封筒に封緘するなど、代理人に見られないようにしてください。
- 住民基本台帳カード…お持ちの方は回収します。
- ご本人の本人確認書類（上記書類①を2点または、書類①書類②からそれぞれ1点ずつまたは書類②を3点【うち顔写真付のものが必ず1点必要。】）
- 代理人の本人確認書類（上記書類①を2点または、書類①書類②からそれぞれ1点ずつ【うち顔写真付のものが必ず1点必要。】）
- 代理権の確認書類
法定代理人の場合：戸籍謄本その他の資格を証明する書類（ただし新宿区に本籍がある場合は不要）
その他の場合：委任状等、ご本人が代理人を指定した事実を確認できる資料（交付通知書の「委任状」欄に記入しても結構です。）
- 来庁が困難であることを証する書類（診断書、入所証明書など）

15歳未満の方・成年被後見人の方は、必ずご本人と法定代理人が一緒にお越しください。

■マイナンバーカード交付時に暗証番号を設定します

●設定する暗証番号（それぞれの暗証番号は、決めてきてください。）

①	住民基本台帳用の暗証番号 (住基ネットにおける本人確認で利用)	
②	券面事項入力補助用の暗証番号 (マイナンバーや氏名・住所等の読取で利用)	数字4桁 同じ暗証番号を設定することもできます
③	利用者証明用電子証明書の暗証番号 (マイナポータル(P.17)のログインやコンビニ交付サービス(P.15)などで利用)	
④	署名用電子証明書の暗証番号 (e-Taxによる税の確定申告などで利用)	6桁以上16桁以下 アルファベットの大きい文字と数字の組み合わせ



■マイナンバーカードの有効期限

- 日本人の方
 - ・20歳以上の方…カード発行日※から10回目の誕生日まで
 - ・20歳未満の方…カード発行日※から5回目の誕生日まで
- 外国人住民の方
 - ・特別永住者、永住者、高度専門職2号の方
日本人の方と同じ
 - ・永住者、高度専門職2号を除く中長期在留者等の方
カード発行日※から在留期間等の満了日まで

- 在留期間の更新等により在留期間が延長になった場合は、区役所又は特別出張所の窓口で、マイナンバーカードの有効期間を「新たな在留期間の満了日まで」延長できます。
- 在留期間満了日までに許可がない場合でも、有効期間を「最長2か月まで」延長できます。
- カードの有効期限経過後は有効期間延長の手続きができず、再交付申請(有料)となりますので、必ずカードの有効期限前に窓口にお越しください。

※発行日とは、J-LISでマイナンバーカードを作成した日です。
カードを窓口で受け取った日ではありません。

■住所・氏名等を変更する届出の際はマイナンバーカードをご提出ください

- マイナンバーカードをお持ちの方は、転入、転居、国外転出の届出による住所変更や戸籍届出による氏名等変更の際、マイナンバーカードを区役所又は特別出張所の窓口へ持参し、提出してください。その際、交付時に設定した住民基本台帳用の4桁の暗証番号の入力をお願いします。
- マイナンバーカード表面の追記欄の余白がなくなり、新たな住所、氏名等を追記できない場合は、無料で新たなカードを申請できます。(写真代は申請者の負担となります)
申請後、カードの交付準備ができましたら「個人番号カード交付通知書」を住民票の住所あてに普通郵便(転送不要)で郵送します。

■新住所地への転入時にマイナンバーカードを提出していただくと、継続して利用できるようになります※

※ただし、次の①～③の場合(法定期間内に手続きをしなかった)は、マイナンバーカードが失効しますので、住所変更の手続きはお早めをお願いします。



- ①転入した日から14日以内に転入届をしなかった場合
- ②転出予定日(転出届の際、お引越する予定の日として届出書に記載した日)から30日以内に転入届をしなかった場合
- ③転入届をした日から90日以内に継続利用の手続きをしなかった場合

■上記①～③のほか、次の④～⑨の場合もマイナンバーカードが失効します

- ④マイナンバーを変更した場合
- ⑤マイナンバーカードの有効期限が満了した場合
- ⑥住民票コードを変更した場合
- ⑦国外転出届をした場合
- ⑧死亡した場合
- ⑨住民基本台帳法の適用を受けない者となった場合

■万一、マイナンバーカードを紛失したら

すぐにマイナンバー総合フリーダイヤル(P.18)に連絡し、マイナンバーカードの一時利用停止の申請をしてください。

■マイナンバーカードの再交付申請について

マイナンバーカードを紛失、焼失、又は著しく損傷した場合などは、区役所又は特別出張所の窓口で、再交付申請(有料)ができます。

- 自宅で紛失した場合を除き、必ず事前に、警察署か交番に遺失(盗難)届を出してください。
- 再交付申請の際は、①届出警察署名、②受理日、③届出受理番号を控えたもの(または警察署発行の届出受理証明)と本人確認書類をご提示ください。
- 再交付手数料は800円(電子証明書の再発行も同時に行う場合は1000円)となります。
- 再交付申請後、マイナンバーカードの交付準備ができましたら「個人番号カード交付通知書」を住民票の住所あてに普通郵便(転送不要)で郵送します。
- 「■マイナンバーカードの交付申請をされた方へ」(P.8)と同様、事前にインターネットまたは電話で受取窓口と日時の予約をしていただき、予約した日時にご本人が予約した受取窓口までお越しください。







住民基本台帳カードをお持ちの方へ

マイナンバーカードの発行に伴い、住民基本台帳カードの発行は平成27年12月に終了しました。

現在、住民基本台帳カードをお持ちの方は、有効期限内であれば、マイナンバーカードを取得するまでは利用できます。

ただし、住民基本台帳カードとマイナンバーカードを同時に持つことはできませんので、マイナンバーカードの交付時に返却してください。

(参考)住民基本台帳カードとマイナンバーカードの比較

	住民基本台帳カード	マイナンバーカード
様式	  顔写真有 顔写真無 住民票コードの券面記載なし 顔写真は「有」と「無」の選択制	  表 裏 マイナンバーを券面に記載(裏面) 顔写真を券面に記載
交付	平成27年12月で発行終了	申請受付から交付通知書を送付するまで約1か月(即日交付は不可) 手数料: 初回交付は無料 再交付は有料(800円)
有効期間	発行日から10年間	発行日から10回目の誕生日まで(20歳未満の方は5回目の誕生日まで)
電子証明書	平成27年12月で発行終了 (平成30年12月で電子証明書の有効期間は全て満了)	標準搭載(希望しない方は失効可) 有効期間: 発行日から5回目の誕生日まで 手数料: 初回発行は無料 再発行は有料(200円)
利用場面	公的な本人確認書類としての利用	<input type="checkbox"/> 公的な本人確認書類としての利用 <input type="checkbox"/> マイナンバーを確認する場面での利用 <input type="checkbox"/> マイナポータル(P.17)での利用 <input type="checkbox"/> コンビニ交付サービスでの利用(P.15) <input type="checkbox"/> 民間部門を含めた電子申請・取引等での利用



電子証明書(公的個人認証サービス)について

マイナンバーカードには利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書の2種類の電子証明書が標準搭載されます。

■利用者証明用電子証明書とは

インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みで、マイナポータル(P.17)のログインやコンビニ交付サービス(P.15)等、本人であることの認証手段として利用できます。

有効期間は、発行日から5回目の誕生日までになります。

マイナンバーカードが失効した場合は、同時に失効します。

■署名用電子証明書とは

e-Tax(P.17)を利用した確定申告など、文書を伴う電子申請等に利用できます。有効期間は、利用者証明用電子証明書と同じです。

ただし、有効期限内であっても、住所や氏名等に異動があった場合は、自動的に失効します。

(注)15歳未満及び成年被後見人の方には、署名用電子証明書は発行されません。(実印に相当するため)

電子証明書		
証明書の名称	利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
用途	マイナポータルのログインやコンビニ交付サービス等、本人であることの認証手段として利用	e-Taxを利用した確定申告等、文書を伴う電子申請で利用
暗証番号	4桁 数字のみ	6桁以上16桁以下 アルファベットの欧文と数字の組み合わせ
有効期間	発行日から5回目の誕生日まで	利用者証明用電子証明書と同じ ※氏名(通称)、住所、生年月日、性別に変更があった場合は有効期間内でも自動的に失効
更新	※マイナンバーカードの失効時は、同時に電子証明書も失効 有効期間満了日の3か月前から更新可	
手数料	○マイナンバーカードの初回交付時に発行する場合は無料 ○マイナンバーカードの再交付時に再発行する場合は200円	
その他	電子証明書の発行を希望しない場合は、マイナンバーカード交付時に申し出るか、個人番号カード交付申請書の発行を希望しない電子証明書の□を塗りつぶしてください。	

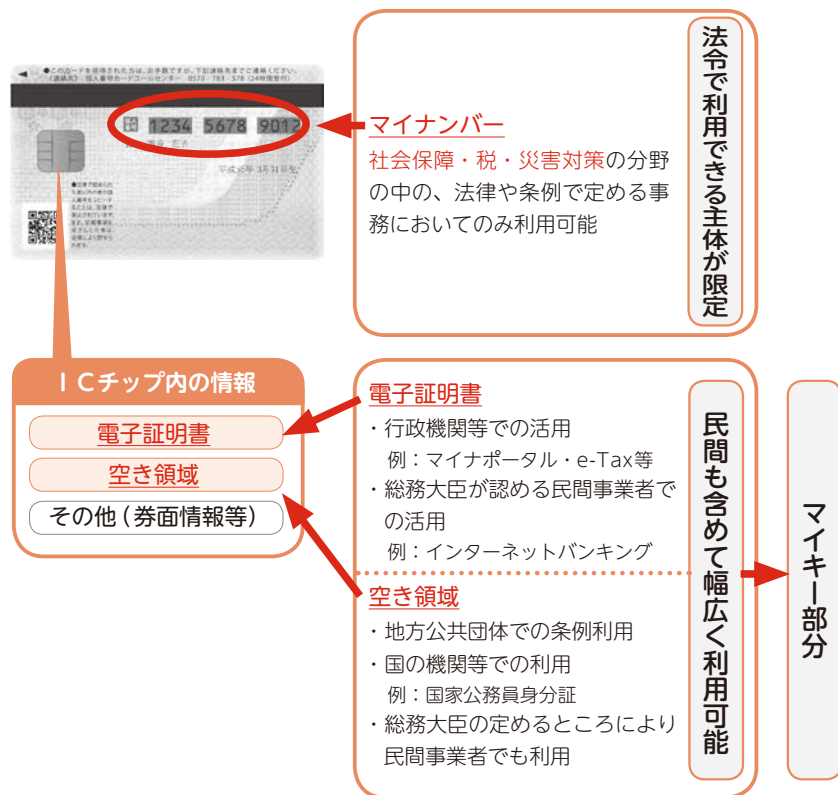


■電子証明書とマイキーについて

電子証明書は、マイナンバーカードのICチップ内に格納されます。ICチップ内の電子証明書部分と空き領域が**マイキー部分**で、国や地方公共団体といった公的機関だけでなく、民間事業者でも活用できます。マイキー部分の利用にあたっては、マイナンバーを使用しません。



公的個人認証サービス
キャラクター
マイキーくん



マイナンバーカードで利用できるサービスについて

■コンビニ交付サービス

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されたものに限る)を利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機(キオスク端末)で住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスです。

●利用時間

午前6時30分～午後11時

※年末年始(12月29日から1月3日まで)とシステムメンテナンス時を除きます。

●取得できる証明書と交付手数料

・住民票の写し

本人及び同一世帯員の方の住民票

※除かれた住民票の写しは取得できません。

※取得される証明書が複数枚にわたる証明書は、ホチキス止めされません。取り忘れに注意してください。

・印鑑登録証明書

※証明書は、A4サイズで出力されます。

・特別区民税・都民税課税(非課税)証明書・納税証明書

現年度分+過去3年度分

※申告等により税情報がある方のみ

・各証明書1通あたりの交付手数料…200円



●サービスのご利用にあたっての注意事項

- ①データ通信を行うため、印刷には多少の時間がかかります。印刷が終了するまでその場を離れないでください。
- ②交付手数料が無料の証明書は、交付できませんので窓口でご請求ください。
- ③暗証番号を忘れてしまった場合や暗証番号の入力を連続して3回間違えた場合は、利用者証明用電子証明書がロックされます。区役所または、特別出張所の窓口で暗証番号の再設定手続きが必要です。
- ④新たにマイナンバーカードの交付を受けた方や、転入などにより住所等が変わった方で継続利用の手続きをされた方また、利用者証明用電子証明書を発行（更新）した方は、サービスの利用ができるようになるまで前述の手続きを行ってから1時間程度かかります。
- ⑤新宿区に住民登録されていた方で、新宿区で転出届をした方は、請求できません。
- ⑥証明書が発行されると取り忘れ防止用の音声流れます。証明書の取り忘れにご注意ください。音声は停止ボタンを押さない限り流れ続けます。

●セキュリティについて

- ①マルチコピー機の画面表示や音声案内により、マイナンバーカードや証明書の取り忘れを防ぎます。
- ②専用の通信ネットワーク、通信内容の暗号化により、不正なアクセスから情報を守ります。



■確定申告でe-Tax※を利用する方へ

マイナンバーカードに発行される公的個人認証サービスの電子証明書（署名用電子証明書）を利用して、e-Taxで確定申告をすることができます。

住民基本台帳カードに搭載した電子証明書の有効期間は発行の日から3年です。平成27年12月で発行が終了しているため、住民基本台帳カードに搭載されている全ての電子証明書の有効期間が満了しています。公的個人認証サービスの電子証明書が必要な方は、マイナンバーカードの申請・取得の手続きをお願いします。

※e-Tax…インターネットで税の申告書等の提出ができるサービス

■マイナポータルについて

行政機関などでマイナンバーを含む自分の情報利用状況を確認できるほか、行政サービスなどのお知らせを受け取ることができるインターネット上のWEBサービスです。利用するには、マイナンバーカードのほか、ICカードリーダー、パソコンなどが必要です。

A	情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	情報提供ネットワークシステム※を通じた自分の情報のやりとりの記録を確認できます
B	自己情報表示	行政機関などが持っているマイナンバーを含む自分の個人情報が確認できます
C	お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できます
D	民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業からのお知らせを、送達サービスを活用して受け取ることができます
E	子育てワンストップサービス	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができます
F	公金決済サービス	ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができます

※情報提供ネットワークシステム

行政機関などが相互にマイナンバーを含む個人情報をやり取りするオンラインシステム



さいごに

■マイナンバー制度における罰則

マイナンバーの不正使用防止の観点から、個人情報保護法などに比べて、法定刑が重くなっています。

主な罰則（一部）

行 為	法定刑
詐欺、暴行、脅迫、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為などによるマイナンバーの取得	3年以下の懲役 または 150万円以下の罰金
偽りその他不正な手段による通知カード又はマイナンバーカードの取得	6か月以下の懲役 または 50万円以下の罰金

■マイナンバー制度をかたる不審な電話にご注意を！

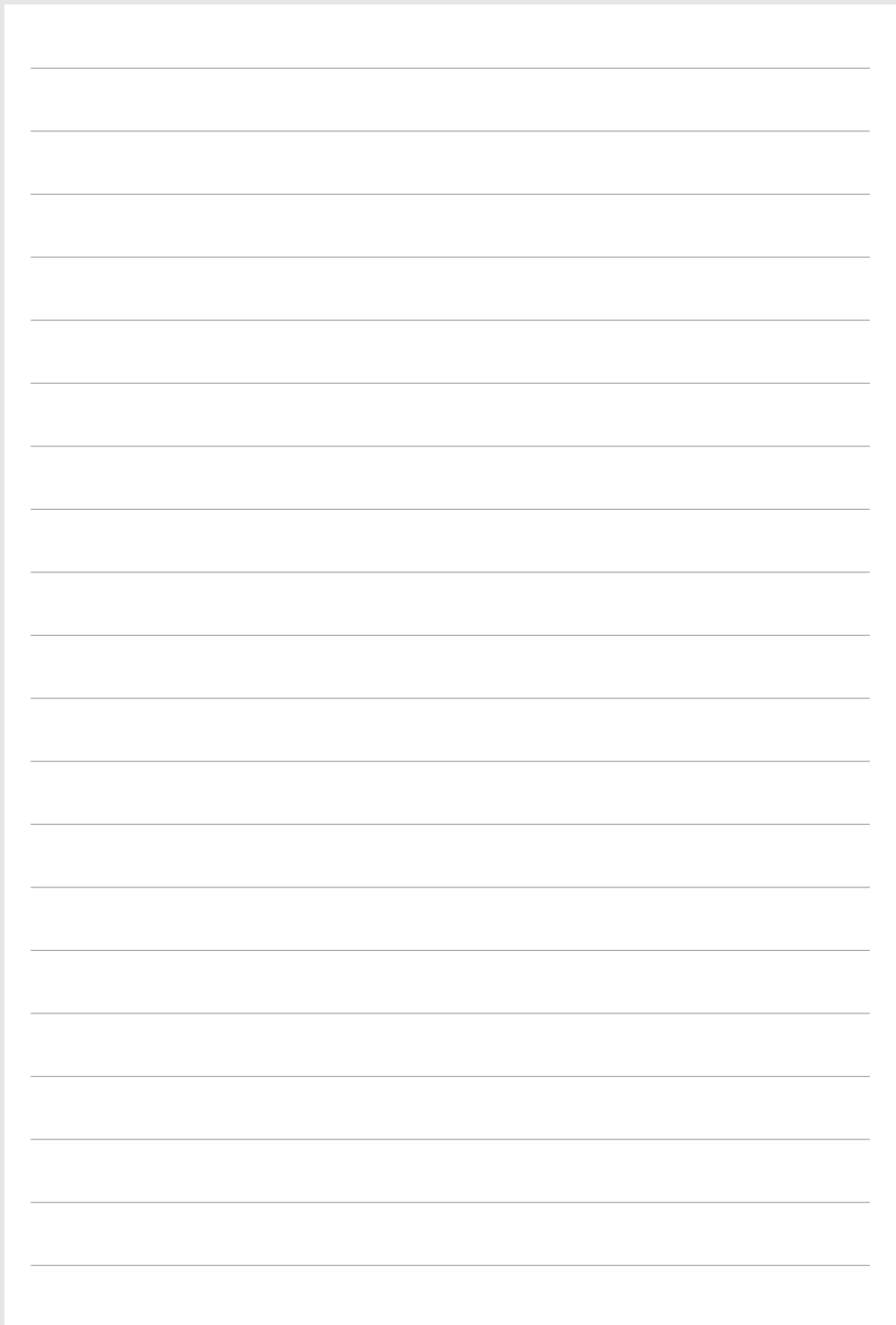
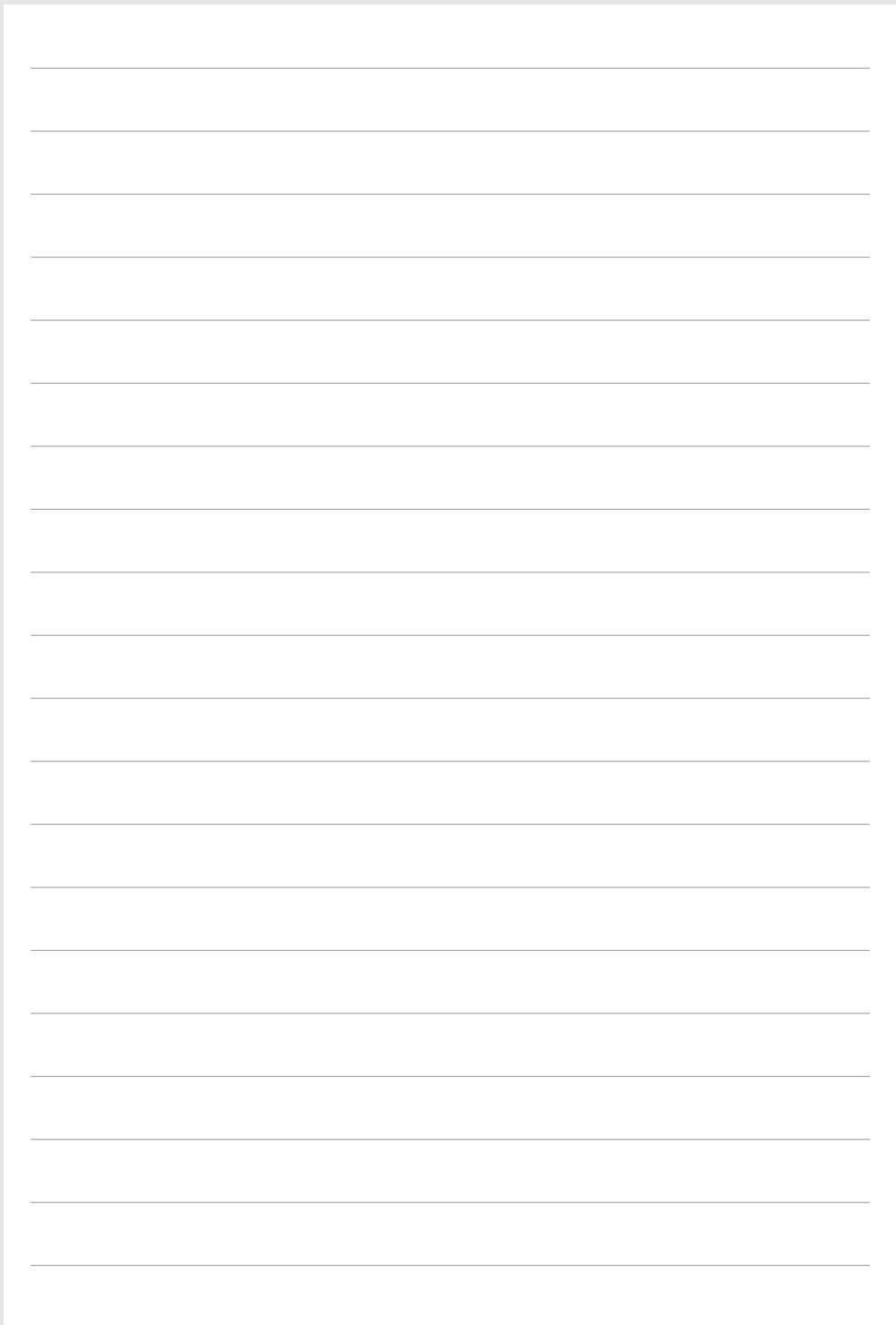
区役所や行政機関が、電話でマイナンバーを聞くことはありません。「おかしいな」と思ったら、すぐに110番するか、お近くの警察署にご連絡ください。

★マイナンバー制度について詳しく知りたい方は

- マイナンバー（社会保障・税番号制度）ホームページ（内閣府）
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>
- マイナンバーカード総合サイト（地方公共団体情報システム機構）
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

★お問い合わせはこちら

- マイナンバー制度全般に関すること
 - ・マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
 - 【受付時間】平 日：午前9時30分～午後8時
土日祝：午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）
※マイナンバーカードの紛失・盗難による一時利用停止については、24時間365日受け付けています。
 - 【外国語対応】英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
マイナンバー制度に関すること **0120-0178-26**
通知カード、マイナンバーカードに関すること
0120-0178-27※
- このパンフレットに関すること
 - ・新宿区地域振興部戸籍住民課 **03-5273-3601**





マイナンバー制度のご案内

～通知カード・個人番号カード～

平成31年(2019)年2月発行

編集・発行

新宿区地域振興部戸籍住民課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

TEL 03-3209-1111 (代表)

印刷物作成番号

2018-23-2603

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。